

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 藤心会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる事項による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額とする。

(出張旅費等)

第4条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が、

国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、これらの前日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議などに出席した都度支給する。

(適用除外)

第6条 法人及び施設の職員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得るものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人藤心会役員報酬規程（平成25年4月1日施行）は廃止する。